

参考資料

- みやま市総合市民センター（仮称）基本計画検討委員会 委員名簿
- みやま市総合市民センター（仮称）基本計画検討委員会開催概要
- みやま市総合市民センター（仮称）基本計画検討委員会設置要綱

みやま市総合市民センター（仮称）基本計画検討委員会 委員名簿

番号	氏名	所属	摘要
1	中原 正勝	公民館	委員長
2	木庭 誠	有識者	副委員長
3	徳永 重遠	市議会議員	
4	末吉 達二郎	市議会議員	
5	坂口 孝文	市議会議員	
6	河野 正勝	行政区長会	
7	芳野 征稔	行政区長会	
8	平木 博文	行政区長会	
9	松野 慎一	民生委員児童委員協議会	
10	近藤 順一	南筑後農業協同組合	
11	熊川 博基	商工会	
12	樺島 靖子	教育委員	
13	大城 和記	山門青年会議所	
14	内山田 建夫	社会福祉協議会	
15	石井 美枝子	文化協会	
16	小野 茂樹	体育協会	
17	今村 重久	有識者	
18	角 ミツエ	有識者	
19	齊藤 歳恵	公募委員	
20	三苫 知子	公募委員	

みやま市総合市民センター(仮称)基本計画検討委員会開催概要

	開催日	内 容
第1回	平成 28 年 10 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・設置要綱について ・委員長、副委員長の選任 ・提言書の報告 ・ワークショップ 「市民センターの役割(目指すもの)」 ・スケジュール(案)について
第2回	平成 28 年 11 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ 「市民センターに求める(求められる)機能、規模」 ・視察研修について
第3回	平成 28 年 12 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の構成(案)について ・諸室の機能、広さについて ・建設地について
視察 研修	平成 28 年 12 月 20 日	視察先 <ul style="list-style-type: none"> ・朝倉市 「朝倉市総合市民センター」 「朝倉市健康福祉館」 ・佐賀市 「佐賀市立諸富文化体育館」
第4回	平成 29 年 1 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・用地について ・諸室の機能及び規模について
第5回	平成 29 年 2 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画(素案)について
第6回	平成 29 年 3 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画(案)について

○みやま市総合市民センター（仮称）基本計画検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 みやま市の文化芸術活動の拠点となり市民が集う施設として、みやま市総合市民センター（仮称）の整備に係る基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、みやま市総合市民センター（仮称）基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）基本計画の策定に関すること。
- （2）その他基本計画の策定に関し必要な事項。

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）公共団体等の代表者
- （2）公募による市民
- （3）その他市長が必要と認める者

2 前項の規定による公募の手続きは、みやま市審議会等の委員の公募に関する要綱（平成25年告示第103号）の規定によるものとする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める所掌事務が終了するときまでとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成28年9月30日から施行する。